

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 1 月 4 日

【報告者の名称】 株式会社アコーディア・ゴルフ

【報告者の所在地】 東京都渋谷区渋谷二丁目15番 1 号 渋谷クロスタワー

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山三丁目 3 番 3 号 リビエラ南青山ビル

【電話番号】 03 - 6688 - 1500 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 鈴木 隆 文

【縦覧に供する場所】 株式会社アコーディア・ゴルフ
(東京都渋谷区渋谷二丁目15番 1 号 渋谷クロスタワー)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成24年11月30日付で提出いたしました意見表明報告書（当社が平成24年12月3日付で提出いたしました訂正報告書により訂正された事項を含みます。）の記載事項に、訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第27条の10第8項において準用する第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】
- 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。また、訂正後の内容に関して、添付別紙A及びBをご参照ください。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

<訂正前>

当社は、PGMホールディングス株式会社により開始された当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に反対いたします。

株主の皆様におかれましては、くれぐれも本公開買付けに応募されることのないようにしていただくとともに、既に本公開買付けに応募されてしまった株主の皆様につきましては、速やかに本公開買付けに係る契約を解除していただきますようお願い申し上げます。

本公開買付けに関する当社の意見の内容、根拠及び理由の詳細については、添付別紙をご参照ください。

<訂正後>

当社は、PGMホールディングス株式会社により開始された当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に反対いたします。

株主の皆様におかれましては、くれぐれも本公開買付けに応募されることのないようにしていただくとともに、既に本公開買付けに応募されてしまった株主の皆様につきましては、速やかに本公開買付けに係る契約を解除していただきますようお願い申し上げます。

本公開買付けに関する当社の意見の内容、根拠及び理由の詳細については、添付別紙及び当該別紙の末尾に追加された添付別紙Aをご参照ください。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

< 訂正前 >

該当事項はありません。

< 訂正後 >

添付別紙Bをご参照ください。

別紙 A

(4) 本公開買付け及び当社の株式価値等に関する追加の情報提供等

1. 反対意見表明後の経緯及び追加の情報提供等を行う理由

当社においては、平成24年12月3日付で本公開買付けに対する反対の意見表明を行った後、当社の株主や投資家の皆様に対し、本公開買付けに対する当社の考え方や当社の新中期経営計画などについて説明を行うとともに、当社の株主や投資家の皆様からのご意見を伺ってまいりました。

この過程において、当社の多数の株主や投資家の皆様から、当社に対し、(i)当社の株式価値に関する情報開示の充実を求める意見、(ii)当社の新中期経営計画及び株主還元方針を支持し、当社の株式の保有や取得を希望するものの、万が一本公開買付けが成立した場合に公開買付者の提案する本経営統合において当社の少数株主が不利益に扱われるおそれがあること等を懸念するがあまり、当社株式の継続保有や新規取得を行うべきであるかについて難しい判断を迫られている（強圧性についての懸念）等の意見がよせられました。

当社といたしましては、このような当社の株主や投資家の皆様からのご意見を真摯に受け止め、当社の株主の皆様の最善の利益のために、当社の株式価値に関する情報を株主や投資家の皆様に加えて提供することといたしました。

まず、当社においては、平成24年11月30日に、大和証券から既に株式価値算定報告書を受領しておりましたので、その結果を開示させていただくことといたしました（大和証券の算定結果については、下記2(1)(a)「大和証券による当社の株式価値算定結果」をご覧ください。）。

これに加え、当社においては、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関として、国際的に著名なプライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワークにおける日本法人であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）を選定し、PwCに対し、当社の株式価値算定を依頼し、その算定結果を受領しましたので、その結果を公表することといたしました（PwCの算定結果については、下記2(1)(b)「PwCによる当社の株式価値算定結果」をご覧ください。）。

さらに、当社においては、公開買付者が、当社との間の本経営統合を希望しているにもかかわらず、本経営統合の内容や条件等を明確に示すことなく、極めて不公正かつ強圧的な本公開買付けを実施していることを深刻な問題と考えているため、万が一、本公開買付けが成立し、公開買付者と本経営統合を行うと仮定した場合に、当社の株主の皆様にとって適切である本経営統合の統合比率の分析についても、大和証券及びPwCに依頼し、その概要を公表することといたしました。（大和証券及びPwCの算定結果については、下記2(1)「本経営統合の統合比率に対する当社の考え方」をご覧ください。）。

次に、当社としては、当社の多くの株主や投資家の皆様が本公開買付けの強圧性について深刻な懸念を有しているおそれがあることから、この強圧性に対する適切な対応をすることも必要であると考えました。当社は、本公開買付けは成立しないものと考えておりますが、万が一、本公開買付けが成立した場合であっても、当社の株主の皆様の利益が不当に害されないようにするための公正な枠組みを確保しておくことが必要であると考えております。そのような観点から、当社は、アドバイザーの助言を得つつ、慎重に検討を重ねた結果、本公開買付けが成立した場合には、原則として、平成25年1月16日を基準日とする臨時株主総会を開催し、合併等の経営統合の決議要件を3分の2から4分の3に引き上げること等を内容とする定款変更議案を上程することをご提案することといたしました（詳細については、6「会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」別紙Bをご覧ください。）。

2. 本公開買付け及び当社の株式価値等に関する追加の情報提供等

() 本公開買付けは株主の皆様の利益とはならないこと

当社の収益力（経営力）の公開買付者に対する優位性

当社の収益規模は、営業収益、EBITDA、営業利益、経常利益及び当期純利益の各指標において、公開買付者を大きく上回っております。また、EBITDAベースの収益性の観点から見ても、公開買付者の収益率は低下傾向にある一方、当社は高い収益率を安定的に計上しております。このような観点から、当社は、当社の収益力が、公開買付者の収益力に対して、優位性があることは明らかであると考えております。さらに、当社は、この収益力を強化するために、平成24年12月3日付で、新中期経営計画（マルチブランド戦略、最適コストの実現、ゴルフ場練習事業の拡大、リテール事業の拡大）を策定し、その実行に向けて邁進しております。

加えて、当社は、平成24年12月3日付で、平成25年3月期における期末配当金（予想）を1株当たり5,500円に修正し、また、来期以降、連結配当性向90%を目処をすることを今後の経営における基本方針に据える旨の決議を行っており、新中期経営計画に基づく利益成長とともに、さらなる株主還元の実現を図り、継続的に配当の増額を果たすよう努めてまいります。

当社といたしましては、現在の事業環境下においては、上記の新中期経営計画及び株主還元方針等を推進していくことこそが、当社の株主の皆様の最善の利益に資するものであると考えております。

しかしながら、当社の競合会社である公開買付者は、当社が株主の皆様の最善の利益に資すると思われる新中期経営計画の考え方とは相容れない経営方針を有しております。本公開買付け後、新中期経営計画を支持せず、公開買付者の意に沿う役員体制が構築された場合には、当社の強みである収益力等の根幹である経営力が失われ、当社の株主の皆様の最善の利益が実現できない深刻なおそれがあると考えております。

当社においては、当社の競合会社である公開買付者の方針の下で事業運営を行うことは、当社の収益力及びキャッシュ・フロー創出力を毀損する可能性があり、もって株主の皆様の利益が害される結果となるおそれがあると考えております。

本公開買付価格は当社の企業価値に照らして著しく不十分であること

(a) 大和証券による当社の株式価値算定結果

当社は、本公開買付価格の妥当性を判断するため、わが国の大手証券会社である大和証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成24年11月30日付で株式価値及び統合比率算定書を受領いたしました。

大和証券の平成24年11月30日付株式価値及び統合比率算定書によれば、大和証券が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、

DCF法： 124,632円～163,916円

市場株価法： 51,326円～55,091円（本公開買付け公表日である平成24年11月15日を基準日として、東京証券取引所における当社の普通株式の当該基準日の終値53,200円、過去1ヶ月間の終値平均株価55,091円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、過去3ヶ月間の終値平均株価52,473円及び過去6ヶ月間の終値平均株価51,326円を基に算定）

とのことです。

大和証券によれば、上記の算定を行うに当たり、当社からの依頼に基づき、当社の事業計画を考慮した上で、当社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）及び当社の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法の各手法を用いて当社の普通株式の株式価値の算定を行っているとのことです。

(b) PwCによる当社の株式価値算定結果

当社は、当社の株主の皆様に対し、当社の株式価値についての十分な情報を提供するため、大和証券による当社の株式価値の評価に加え、当社及び公開買付け者から独立した第三者算定機関であるPwCに対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成24年12月30日付で株式価値算定書を受領いたしました。

PwCの平成24年12月30日付株式価値算定書によれば、PwCが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、

DCF法： 105,492円～134,944円

市場株価法： 52,031円～55,153円（本公開買付け公表日である平成24年11月15日を基準日として、東京証券取引所における当社の普通株式の過去1ヶ月間の終値平均株価55,091円及び出来高加重平均株価55,153円、並びに過去3ヶ月間の終値平均株価52,473円及び出来高加重平均株価52,031円を基に算定）

市場株価法： 75,549円～80,400円（平成24年12月28日を基準日として、東京証券取引所における当社の普通株式の当該基準日の終値80,400円、当該基準日までの過去1ヶ月間の終値平均株価76,738円及び出来高加重平均株価77,049円、平成24年11月16日以降当該基準日までの期間の終値平均株価75,576円及び出来高加重平均株価75,549円を基に算定）

とのことです。

PwCによれば、上記の算定を行うに際し、当社からの依頼に基づき、当社の事業計画を考慮した上で、当社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法及び当社の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法の各手法を用いて当社の普通株式の株式価値の算定を行っているとのこと。

(c) 本公開買付価格の不十分性

上記のとおり、当社としては、本公開買付価格は、大和証券の当社の株式価値の算定結果に加え、PwCによる当社の株式価値の算定結果に照らし、不十分なものであることは明らかであると考えておりません。

特に、当社においては、当社の市場株価は、公開買付者の親会社である株式会社平和の子会社らを中心とした平成24年6月の定時株主総会に際しての株主提案その他の特殊事情により、平成24年4月ごろに著しく低下し、未だに十分に回復していなかったこと等から、過小評価されていたと考えております。

したがって、当社としては、本公開買付価格は、当社の適正な企業価値を反映しておらず、不十分なものであると考えております。

目的の不当性 - 利益相反構造の意図的な創出

公開買付者は、独立性の高い社外取締役が過半数を占める当社の取締役会に本経営統合の打診をすることすらせずに、当社の取締役役に支配力ないし圧力を行使できる特別の資本関係を構築してから、その強度な利益相反構造の下で、本経営統合の協議を開始することを企図して本公開買付けを実施しております。

当社は、このような目的で行われる本公開買付けは、著しく不公正なものであり、このような利益相反構造の下では、本公開買付け後における本経営統合の是非や対価等の判断に関して、当社の株主の皆様が利益が不当に害される深刻なおそれがあると考えております。

方法の不当性 - 極めて不公正な強圧的買収手法の採用

公開買付者は、本公開買付け後の本経営統合の具体的な条件を明らかにせず、デューデリジェンスの結果等により、本経営統合に際して当社の株主の皆様に対して交付される対価が、本公開買付価格よりも低くなる可能性を暗示するなど、極めて不公正な強圧的買収手法を採用しております。

当社といたしましては、このような本公開買付けの悪質な強圧性により、当社の株主の皆様における適切な売却判断の機会が奪われ、当社の株主の皆様が利益が侵害される深刻なおそれがあるものと考えております。

なお、当社は、本公開買付けは成立しないものと考えておりますが、万が一、本公開買付けが成立した場合であっても、当社の株主の皆様の利益が不当に害されないようにするための公正な枠組みを確保しておくことが必要であると考えております。そのような観点から、本公開買付けが成立した場合には、原則として、平成25年1月16日を基準日とする臨時株主総会を開催し、合併等の経営統合の決議要件を3分の2から4分の3に引き上げること等を内容とする定款変更議案を上程することといたしました（詳細については、6「会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」別紙Bをご覧ください。）

(11) 本経営統合の統合比率に対する当社の考え方

当社は、本経営統合について、その内容・条件等が当社の株主の皆様の利益に資するものであれば、考え得る事業戦略の選択肢の一つとして検討を行うことを否定するものではありませんが、本経営統合の実施の是非や対価等は、本公開買付けにより当社の経営陣に公開買付者の影響力が及ぶ特別の資本関係、すなわち利益相反構造が創出された後に決定されるべきものではなく、独立当事者としての当社と公開買付者との間の協議交渉により決定されるべきものであると考えております。

万が一、本公開買付けが成立し、公開買付者の意のままに公開買付者が指名する取締役が当社の取締役会に派遣されることとなれば、当社の株主の皆様に対して、本経営統合について適切な情報開示がなされる保証はございません。

このような中であっては、公開買付者との間で独立した立場にある現時点の当社取締役会において、万が一、本公開買付けが成立し、公開買付者と本経営統合を行うと仮定した場合に、当社として適切と考えるべき本経営統合の統合比率の検証を行うことは、当社の株主の皆様の最善の利益に資するものと考えております。

当社は、このような考えに基づき、大和証券に加え、独立した第三者算定機関であるPwCに対して、当社において設定した一定の前提の下に、当社として適切と考えるべき本経営統合の統合比率の算定を依頼し、その結果についても株主の皆様へ情報提供することといたしました。

当社においては、公開買付者の企業価値評価をするに際して基礎となりうる最新の事業計画を有していないことから、公開買付者の営業収益及びEBITDAについては、公開買付者が公表した平成24年12月期の予想営業収益及び予想営業利益等を基礎とし、それぞれ公開買付者が当社と同等の年平均成長率を実現できるという仮定を想定し、かかる当社の想定に基づき公開買付者の企業価値の評価を依頼し、その結果を公表することといたしました（詳細については下記（注1）をご覧ください。）。

大和証券による本経営統合の統合比率の算定結果

大和証券の平成24年11月30日付株式価値及び統合比率算定書によれば、大和証券が当社及び公開買付者の公開情報等に基づき分析した本経営統合の統合比率は、以下のとおりです。

| 評価手法 | 統合比率の評価レンジ（当社を1とした場合） |
|-------|-----------------------|
| DCF法 | 1：0.242～1：0.319 |
| 市場株価法 | 1：1.153～1：1.207 |

（注1）大和証券によれば、DCF法による算定における公開買付者の企業価値評価は、以下の前提の下で算定されているとのことです。

企業価値評価の基礎となる公開買付者の事業計画に関して、公開買付者の最新の事業計画が公表されていないため、(i)平成24年12月期については、公開買付者が平成24年8月3日付で公表した「2012年度第2四半期財務・業績概要」に記載された数値を基礎とし、また、(ii)平成25年12月期以降については、上記の「2012年度第2四半期財務・業績概要」に記載の公開買付者の平成24年12月期の予想営業収益及び予想EBITDA等を基礎として、これを基に当社の新中期経営計画と同等の前提条件（当社の新中期経営計画で用いているものと同等の年平均成長率を使用しております。）の下で公開買付者の将来の営業収益及びEBITDAを予想し、また、公開情報の範囲での公開買付者の財務状況等を反映したものを基礎としております。なお、かかる公開買付者の事業計画は、当社が作成したのものに対して、大和証券が当社との協議を通じて上記の前提による修正等を加えたものであり、当社はこれを公開買付者の企業価値評価の基礎とすることに合意しております。なお、企業価値評価の基礎となる当社の新中期経営計画において、当社が現時点で大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

上記の公開買付者の企業価値評価の基礎とした公開買付者の事業計画は、公開買付者又はその関係者との協議若しくは公開買付者に対するデューディリジェンスその他の情報収集等を行うことなく作成されたものです。したがって、かかる公開買付者の企業価値評価の正確性については、情報収集の限界に関連して、一定の限界が存します。

（注2）大和証券によれば、市場株価法による算定においては、本公開買付け公表日である平成24年11月15日を基準日として、東京証券取引所における当社及び公開買付者の普通株式のそれぞれの、当該基準日の終値、過去1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月間の終値平均株価を基に算定されているとのことです。

（注3）上記の大和証券による算定は、一定の前提の下に本経営統合の統合比率を試算したものであり、最終的な統合比率については上記と異なる可能性が否定できません。

PwCによる本経営統合の統合比率の算定結果

PwCの平成24年12月30日付統合比率算定書によれば、PwCが当社及び公開買付者の公開情報等に基づき分析した本経営統合の統合比率は、以下のとおりです。

| 評価手法 | 統合比率の評価レンジ（当社を1とした場合） |
|-------|-----------------------|
| DCF法 | 1 : 0.358 ~ 1 : 0.481 |
| 市場株価法 | 1 : 1.151 ~ 1 : 1.172 |
| 市場株価法 | 1 : 0.862 ~ 1 : 0.950 |

- (注1) PwCによれば、DCF法による算定における公開買付者の企業価値評価は、当社が提供した公開買付者の事業計画（上記の大和証券による算定の基礎となった公開買付者の事業計画と同じもの）を用いているとのこと。かかる公開買付者の企業価値評価に関する注記事項については、上記の（注1）をご参照ください。
- (注2) PwCによれば、市場株価法による算定においては、(i) 市場株価法 については、本公開買付け公表日である平成24年11月15日を基準日として、東京証券取引所における当社及び公開買付者の普通株式のそれぞれの、当該基準日までの過去1ヶ月・3ヶ月の終値平均株価及び出来高加重平均株価を基に算定されており、また、(ii) 市場株価法 については、平成24年12月28日を基準日として、東京証券取引所における当社及び公開買付者の普通株式のそれぞれの、当該基準日の終値、当該基準日までの過去1ヶ月及び平成24年11月16日以降当該基準日までの期間における終値平均株価及び出来高加重平均株価を基に算定されているとのこと。
- (注3) 上記のPwCによる算定は、一定の前提の下に本経営統合の統合比率を試算したものであり、最終的な統合比率については上記と異なる可能性が否定できません。

(III) 結論

以上のとおり、当社は、本公開買付けは、当社の株主の皆様の利益を侵害するおそれ大きいと考えております。

当社の株主の皆様におかれましては、くれぐれも本公開買付けに応募されることのないようお願い申し上げます。また、仮に、既に本公開買付けに応募されてしまった株主の皆様につきましては、速やかに本公開買付けに係る契約を解除していただきますようお願い申し上げます。

本別紙は、本公開買付けに対する当社の意見に関する情報提供を目的としたものであり、当社や他社に対する投資その他の取引の勧誘または斡旋を目的としたものではなく、また、当社の株主総会における当社提案議案につき、当社又は第三者にその議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。

本別紙に記載されております戦略・計画・方針・予想等の将来に関する記述は、平成25年1月4日現在において当社が入手している情報に基づく一定の前提（仮定）および将来の予測等を基礎として当社が判断したものであり、これらには様々なリスクおよび不確実性が内在しております。そのため、当社の支配権の変動その他の要因により、実際の結果等は本書に記載された内容から大きく乖離しうることをご承知おきください。

本別紙に記載されている当社グループ以外の企業・団体等に係る情報は、公開情報等を用いており、当社は独自の検証も行っておりません。

別紙 B

1. 対応方針の根拠及び理由

当社においては、平成24年12月3日に本公開買付けに対する反対の意見表明を行った後、当社の株主や投資家の皆様に対し、本公開買付けに対する当社の考え方や当社の新中期経営計画及び株主還元方針等について説明を行うとともに、当社の株主や投資家の皆様からのご意見を伺ってまいりました。

この過程において、当社の多数の株主や投資家の皆様から、当社に対し、当社の新中期経営計画及び株主還元方針を支持し、当社の株式の保有や取得を希望するものの、万が一、本公開買付けが成立した場合に本公開買付けが実施すると主張している本経営統合において当社の少数株主が不利益に扱われるおそれがあること等を懸念するがあまり、当社株式の継続保有や新規取得を行うべきであるかについて難しい判断が迫られている等の意見が寄せられました。

当社は、本公開買付けは成立しないものと考えておりますが、万が一、本公開買付けが成立し、本公開買付けの上限に相当する株式を公開買付け者が取得したと仮定いたしますと、公開買付け者とその特別関係者（以下「公開買付け者グループ」と総称します。）による株券等所有割合は56.19%（本公開買付けに係る公開買付け届出書によります。）となります。一方で、合併等の経営統合に係る株主総会の特別決議の決議要件は、出席株主の議決権の3分の2以上とされており、この点、当社の株主総会においては、全ての株主の皆様が議決権行使をするわけではございませんので、公開買付け者グループにおいて株券等所有割合の56.19%を有するにいたれば、公開買付け者グループにおいて、実際に当社の株主総会において行使される議決権の総数の3分の2以上を占め、本経営統合の条件がいかに当社の少数株主の皆様にも不利なものであったとしても、本経営統合を強行することができるおそれがあると当社は考えております。すなわち、万が一、本公開買付けが成立した場合には、本経営統合に関する当社の株主総会での特別決議は、少数株主の皆様の利益を保護するものとしては機能せず、当社の株主の皆様において、本経営統合の際の不利益取扱いのおそれを避けるがあまり、たとえ本公開買付けの条件に不満がある場合であっても、これに応募せざるを得ないという判断を強要されるおそれがあると考えております。以上の理由から、当社といたしましては、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かをその自由意思に基づき判断することができるよう、本公開買付けの悪質な強圧性を緩和する方策を講じる必要があると考えております。

そこで、当社は、本公開買付けの悪質な強圧性を緩和し、当社の株主の最善の利益を実現するため、万が一、本公開買付けが成立した場合には、原則として、当社の事業の譲渡等並びに合併、会社分割、株式交換及び株式移転等（以下「組織再編等」と総称します。）の議案を承認可決すべきか否かについて、会社法第309条第2項の規定に基づき、当社の株主総会における決議の方法を定めた当社定款第14条を一部変更し、当社の組織再編等に係る株主総会の特別決議の決議要件を、現行の出席した株主の議決権の「3分の2」以上から、「4分の3」以上に引き上げることを当社株主総会にご提案することといたしました。また、上記の場合、かかる決議要件を定めた定款規定の変更に係る株主総会の特別決議の決議要件についても、現行の出席した株主の議決権の「3分の2」以上から、出席した株主の議決権の「4分の3」以上に引き上げることをご提案することといたしました（以下、これらをあわせて「本定款変更」と総称します。）。また、本定款変更により設けられる規定が、必要以上に当社の将来の株主の意思を拘束することがないよう、その効力発生の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する旨の附則を設けることもあわせてご提案することといたしました。

当社としては、万が一、本公開買付けが成立した場合に、本定款変更を行うのであれば、その後の当社の株主総会において本経営統合に係る組織再編の議案が上程された場合であっても、当該議案を承認可決すべきか否かについて、公開買付け者グループ以外の当社の少数株主の皆様の利益が不当に害されるおそれを軽減することで、本公開買付けに内在する強圧性を緩和することができ、もって株主の皆様様の利益の保護を図ることができるものと考えております。

なお、本定款変更を上程する場合、本定款変更の目的に鑑み、本定款変更を付議することを予定している当社の臨時株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日につきましては、本公開買付けに係る買付期間の末日の前日である平成25年1月16日に設定し、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主と定めることといたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>3. 前項にかかわらず、会社法第2編第7章(事業の譲渡等)又は第5編(組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転)の規定により株主総会の決議を要する場合における会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の4分の3以上をもって行う。</u></p> <p><u>4. 第2項にかかわらず、前項及び本項の規定の削除又は変更に関し、会社法第2編第6章(定款の変更)の規定により株主総会の決議を要する場合における会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の4分の3以上をもって行う。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 第14条第3項及び第4項の規定は、その効力発生の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、前項に基づく第14条第3項及び第4項の規定の削除後にこれを削除する。</u></p> <p><u>3. 第14条第2項にかかわらず、本附則の規定の削除又は変更に関し、会社法第2編第6章の規定により株主総会の決議を要する場合における会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の4分の3以上をもって行う。</u></p> |

3. 日程

- (1) 臨時株主総会のための基準日設定公告 平成24年12月29日(土曜日)
- (2) 臨時株主総会のための基準日 平成25年1月16日(水曜日)
- (3) 臨時株主総会開催日 平成25年3月中旬(予定)
- (4) 定款変更の効力発生日 臨時株主総会開催日(予定)

(注1) 当社において、臨時株主総会を開催し、本定款変更議案を上程するか否かについては、本公開買付けが成立することを条件とすることとし、平成25年1月下旬に開催予定の取締役会において最終的に決定する予定です。

(注2) 万が一、本公開買付けが成立した場合であっても、当社が満足する内容の本定款変更議案に代わる公正性担保措置等が講じられることとなった場合には、本定款変更議案を上程しないことがあります。

本別紙は、当社の株主総会における当社提案議案につき、当社又は第三者にその議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。